

平成二十一年五月十九日受領  
答弁第三八六号

内閣衆質一七一第三八六号

平成二十一年五月十九日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省が作成した同国による北方領土支配を正当化する本に関する  
再質問に対する答弁書

一について

外務省が行っている情報収集の方法等について具体的に述べることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。

二から六までについて

先の答弁書（平成二十一年五月一日内閣衆質一七一第三三三三号）一から四までについてでお答えしたとおりである。現時点において、外務省としてこれ以上調査を行う考えはないが、このような冊子の発行等により、ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉に否定的な影響が及ばないようにすることが重要であると認識しており、このような考えを含め、北方領土問題に関する我が国の立場をロシア側に伝えてきている。